

村山内閣総理大臣談話に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年三月十一日

和
田
政
宗

参議院議長 山崎正昭殿

村山内閣総理大臣談話に関する質問主意書

政府は、今年戦後七十年を迎えるに当たつて、新たな内閣総理大臣談話を発表するべく検討を進めているところである。平成七年八月十五日に閣議決定された村山内閣総理大臣談話（以下「村山談話」という。）には、「植民地支配と侵略によつて、多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大の損害と苦痛を与えた」とある。ただ、「植民地支配と侵略」については、例えば平成二十五年四月二十三日の参議院予算委員会での安倍総理による、「特に侵略という定義については、これは学界的にも国際的にも定まっていない」と言つてもいいんだろうと思う（中略）国と国との関係において、どちら側から見るかということにおいて違う」との答弁にあるように、村山談話における「植民地支配と侵略」が何を指すかは不明確である。

そこで、以下、質問する。

- 一 村山談話における「植民地支配」とは、我が国が行つたどのような行為を指すものなのか、具体的に明示されたい。また、「植民地支配」の定義を明らかにされたい。
- 二 村山談話における「侵略」とは、我が国が行つたどのような行為を指すものなのか、具体的に明示されたい。

たい。

また、「侵略」の定義を明らかにされたい。

右質問する。